

宮城県半導体産業振興調査検討業務 業務委託仕様書（案）

第1 委託業務の名称

宮城県半導体産業振興調査検討業務

第2 契約期間

契約締結の日から令和6年3月29日まで

※ただし、本業務に係る歳出予算の繰越が県議会において承認された場合は、延長することができるものとする。

第3 業務の目的

現在、半導体は世界各国において重要な戦略物資であり、DXやGX等の社会課題の解決にも不可欠なものとなっている。

我が国においても、経済安全保障及び国内サプライチェーンの強化の観点から様々な支援措置が施され、各地で大規模半導体製造拠点の設置が進んでいるところであり、本県においても、SBIホールディングス㈱と台湾の大手半導体受託製造企業PSMCが新たに設立したJSMCホールディングス㈱（以下「JSMC」という。）の立地が表明され、関連産業のさらなる集積が期待されるとともに、これを契機とした「富県躍進」の推進を求められている。本業務は、こうした背景を踏まえ、本県及び東北地域における半導体産業の現状分析等を通じて、JSMCの本県進出による経済波及効果を最大化するための方向性・課題等を明らかにするとともに、今後関係機関等と連携して制定を検討している「（仮称）みやぎ半導体産業振興ビジョン」の基礎資料を作成することを目的とする。

第4 業務内容

1 内容

本県及び東北全体の半導体関連産業の現状や課題等を分析し、JSMCの立地を契機とした半導体産業の振興の方向性を示すとともに、地域に必要な取組を提示する。

2 仕様

（1）半導体産業に関する調査・分析

半導体産業の現状についての調査および分析を行う。国内の半導体業界の構造の基本的な整理を行った上で、東北地方の半導体産業の現状を調査し、本県の課題について分析を行うこと。

なお、下記「半導体産業の振興の方向性の提示」につながるものとする。

（2）半導体産業振興の方向性の提示

企画提案を行った仮説をベースに、上記の調査・分析から導き出される、東北地方の地域性を踏まえた半導体産業振興の方向性と本県に必要な取り組みについて提示を行うこと。

以下、想定している内容を例示する。

ア 東北地方の地域性を踏まえた本県が取り組むべき半導体産業振興の方向性

イ 今後集積を図るべき関連企業

ウ サプライチェーンの強靱化のあり方

エ 半導体人材の育成及び産学官連携のあり方

オ 上記の内容について、今後期待される本県の役割

（3）受注者による独自の取組【任意】

上記の目的を達成する上で、本業務の効果等を一層向上させられると考えられる受注者独自の

取組を実施するものとする。

(4) 業務実施計画の作成

受注者は契約締結後、速やかに次の事項を発注者に提出するとともに、発注者と協議の上、本業務を実施するものとする。

ア 業務実施計画（業務の実施方法・スケジュールを明らかにするもの。様式任意。）

イ 業務従事者（業務責任者、スタッフの氏名と業務分担を明らかにするもの。様式任意。）

(5) 打ち合わせ等

業務を適正かつ円滑に実施するため、発注者と受注者は常に密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が記録を作成するものとする。

第5 成果品の納入

1 成果物

Microsoft Office（Word、Excel、PowerPoint等）で作成された以下のものを、電子媒体で納品すること。

(1) 調査等報告書

(2) 調査等報告書概要版（A3裏表1枚程度）

2 提出場所

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県経済商工観光部半導体産業振興室

電話：022-2211-2486 FAX：022-2211-2739

E-mail: semicon@pref.miyagi.lg.jp

第4 成果物の帰属及び秘密保持

1 成果物の帰属

本業務によって得られた成果物に係る受注者に帰属する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。）は、第三者に帰属するものを除き、発注者に帰属するものとする。また、受注者は、あらかじめ発注者から書面による同意を得た場合を除き、著作者人格権（著作権法第18条から第20条に規定する権利をいう。以下同じ。）を行使しないものとする。

なお、受注者は、成果物に係る第三者に帰属する著作権について、本業務における利用に関し、発注者が無償かつ無期限に利用できるように、当該第三者から利用許諾を得なければならない。

2 秘密の保持

受注者は、本業務により知り得た情報を、本業務履行中及び本業務完了後も本業務に関係のない第三者に漏らしてはならない。

3 個人情報の取り扱いについて

受注者は、個人情報の取り扱いについて、別記個人情報取扱特記事項を守らなければならない。

第5 その他

1 受注者は、本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書により難しい事項及び記載されていない事項が生じたときは、発注者と速やかに協議し、その指示に従うこととする。

- 2 本業務において、必要な経費（管理費、交通費、宿泊費、印刷費等）は全て本業務委託の費用に含めることとする。
- 3 受注者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、本業務の一部を第三者に再委託する場合は、事前に発注者の承諾を得ること。